

大分市消費生活推進プランの策定について

1. 策定趣旨

市民の健全な消費生活の実現に向け、取り組むべき課題や施策の方向性を明らかにし、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため策定した現行の推進プラン（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）が、目標年度を迎えることから、新たな推進プランを策定しました。

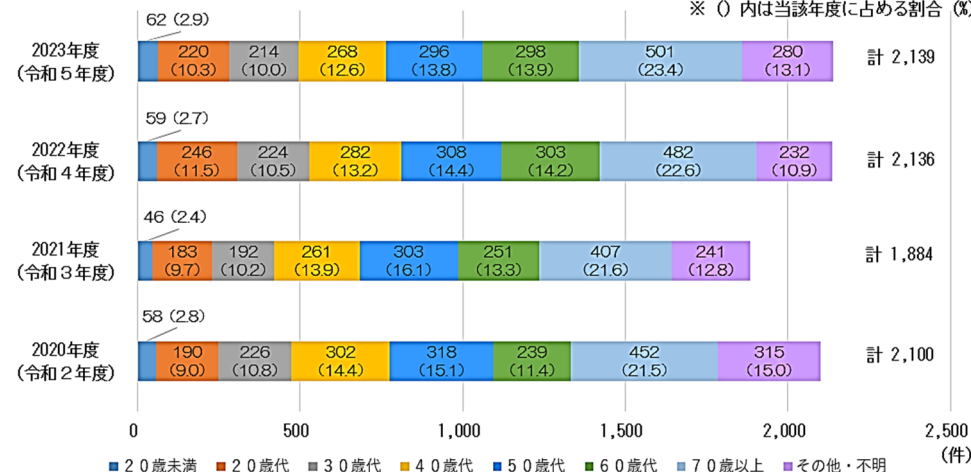
【現状と課題】

- デジタル化の進展等により、利便性が向上する一方で、インターネット取引などによる消費者トラブルが多発している。
- 消費者トラブルの多様化・複雑化が進み、子どもから高齢者まで、あらゆる世代が消費者トラブルに巻き込まれる恐れがある。

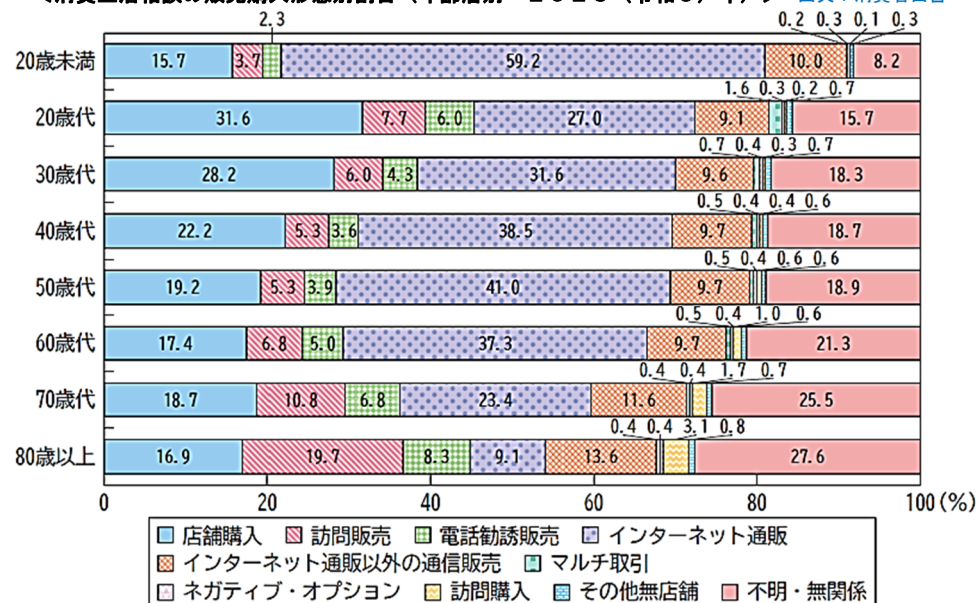


- デジタル技術を使いこなすための知識や能力（デジタルリテラシー）やお金に関する知識や判断力（金融リテラシー）の習得などにより、正しい知識と的確な判断能力を身に付けることが必要となっている。

<年代別相談件数（2020（令和2）年度～2023（令和5）年度）> 出典：大分市消費者行政
※（）内は当該年度に占める割合（%）



<消費生活相談の販売購入形態別割合（年齢層別・2023（令和5）年）> 出典：消費者白書

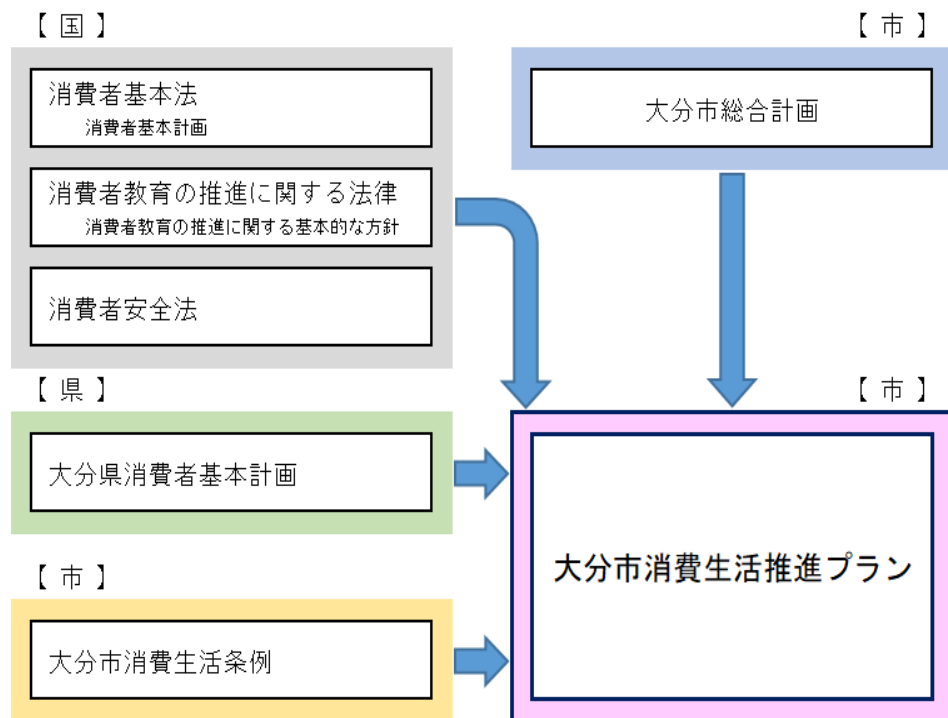


大分市消費生活推進プランの策定について

2. 位置づけ・計画期間・基本目標

【位置づけ】

「消費者基本法」などの関連法や「大分県消費者基本計画」の内容を踏まえ、「大分市消費生活条例」や「大分市総合計画」との整合性を図っています。



【計画期間】

2025（令和7）年度から2029（令和11）年度の5年間としています。

2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
現行プラン	新たな推進プラン				
					次期計画策定

【基本目標】

「大分市消費生活条例」の目的と「大分市総合計画」の基本計画における目指す姿から推進プランの基本目標を設定しています。

基本目標

市民が正しい知識に基づいた消費行動をとり、
健全な消費生活を送ることができる地域社会の実現

大分市消費生活推進プランの策定について

3. 施策の体系・指標・推進体制

3つの基本方針、8つの施策、20の取組を設定し、消費者施策に取り組みます。

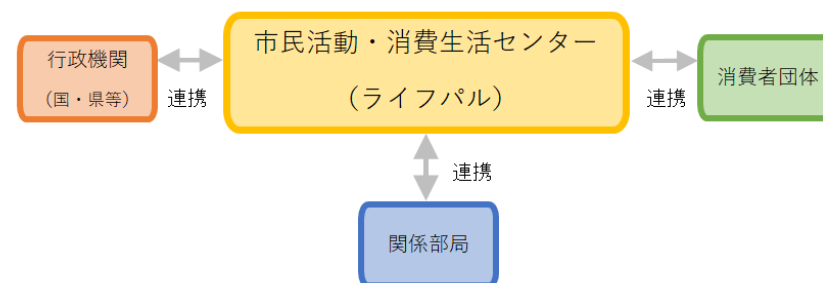
【施策の体系】

基本方針	施策	取組
1 消費者教育・啓発の推進	(1)消費者教育の充実	①消費生活教室の開催
		②小中高校生の消費生活教育講座の開催
		③啓発用学習資料の活用
		④消費生活セミナーの開催
	(2)消費生活の適切な情報提供	⑤ホームページやSNS等の活用
		⑥チラシやポスター等による情報発信
	(3)消費者団体との協力	⑦消費者月間の啓発
		⑧消費生活展での情報発信
		⑨各種作品展の開催
	(4)消費者ニーズの的確な把握	⑩消費生活セミナー及びアンケート調査等における意見聴取
		⑪バイオネット（全国消費生活情報ネットワークシステム）の活用
	(5)相談・苦情処理業務の充実	⑫消費生活相談窓口としての市民活動・消費生活センターの周知
		⑬消費生活相談・苦情の処理
		⑭関係行政機関等との連携
2 適正な事業活動の促進	(6)消費者の商品選択の機会の確保	⑮表示の適正化
		⑯計量の適正化
	(7)事業者の適正な事業活動の促進	⑰安全な商品等の供給
		⑱取引の適正化
3 消費者団体活動の促進	(8)消費者団体の支援	⑲消費者団体との協働
		⑳消費者団体の活動支援

【指標と目標値】

指標	現状値 (2023(令和5)年度)		目標値 (2029(令和11)年度)	
消費生活教室・消費生活セミナーの開催回数及び受講者数 (消費生活教室) 自治会等に講師を派遣し開催する消費生活に関する講習会 (消費生活セミナー) 市民活動・消費生活センター(ライフパル)で開催する消費生活に関する講習会	16回	296人	35回	600人
消費生活教育講座の開催回数及び受講者数 (消費生活教育講座) 小中高校生を対象として開催する消費生活に関する講座	5校	808人	10校	1,400人

【施策の推進体制】



消費者施策の進捗や今後の取組を「大分市消費生活懇談会」において協議し、消費者施策を推進します。